

J-WESTカード(エクスプレス) 会員様

エクスプレス予約サービス (J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約

第1条 (概要)

1. 本特約は、「J-WEST カード会員規約」(以下「カード会員規約」といいます。)で定める会員のうち「J-WEST カード(エクスプレス)」(以下「カード」といいます。)に入会を認められた会員(以下「J-WEST 会員」といいます。)に対して、西日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)と東海旅客鉄道株式会社(以下「JR 東海」といいます。)が共同で提供する、エクスプレス予約サービス(以下「本サービス」といいます。)の取扱いについて定めており、J-WEST 会員は本特約を承認し遵守することとします。
2. 本サービスの内容はエクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等に掲示するものとします。

第2条 (エクスプレス予約利用資格)

1. J-WEST 会員は本特約を承認し、本サービスを利用しようとする場合、カード番号の入力その他の当社が定める本サービス利用のための登録手続(以下「登録手続」といいます。)を行うものとします。登録手続においては、当社が要求する情報全てを正確に登録しなければなりません。
2. 当社は、J-WEST 会員が以下の項目に該当する場合、本サービス利用のための登録を認めないことがあります。
 - (1)前項により登録された情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)がある場合。
 - (2)登録手続が正しく完了しなかった場合。
 - (3)J-WEST 会員が未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の何れかであり、利用申込の際に必要な同意を得ていない場合。
 - (4)その他、J-WEST 会員が本サービスを利用することを、当社が不適当と判断する場合。
3. 本サービスの利用のための登録を行った J-WEST 会員(以下「本会員」といいます。)は、原則として当社の本サービスの提供中は、本サービスを利用できますが、以下の項目に該当する場合、当社は事前に本会員に通知することなく直ちに、本サービス利用を停止させるまたは登録を取り消すことがあります。
 - (1)本会員が本特約に違反した場合。
 - (2)第1項による登録及び次条により修正されたお客様情報の内容に事実と異なる内容(誤記、記入漏れ等を含みます。)があった場合。
 - (3)当社とのカード会員規約が失効した場合、または本会員が J-WEST 会員でなくなった場合。
 - (4)本会員が登録した電子メールアドレス、連絡先電話番号の変更等により、当社から本会員への連絡がとれなくなった場合。
 - (5)本会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の一部または全部を、直接的・間接的を問わず、営利目的で転売または換金行為を試み、もしくは実行した場合(旅行業法に定める取次行為を含みます。)。
 - (6)本会員がその一部または全部を自らは使用せず、転売または換金等の目的において、相当と認められる数量または頻度を超えて、本特約または本特約の特約に定めるサービスを利用して乗車券類を購入した場合。
 - (7)本会員が、複数の J-WEST ID(JR 東海が提供する会員 ID を含みます。以下同じ。)を持っているときまたは過去に別の J-WEST IDを持っていたとき、複数の J-WEST ID の一部または全部において、前各号に記載した事項のいずれかに該当した場合。
 - (8)その他、本会員が本サービスを利用することを当社が不適当と判断した場合。
4. 本会員は、本サービスの利用を終了することを希望する場合、当社が定める退会手続を行わなくてはなりません。この場合、本会員の登録を取り消し、退会手続が完了した時点で、当社は退会完了画面に表示することにより通知します。
5. 本会員が第1項に定める登録手続を行った後、または本会員が前項に定める退会手続を行った後、別に定める所要回答時間を経過しても当社から手続完了の通知がない場合、別に定める「J-WEST カード エクス

プレス予約サポートダイヤル」(以下「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡するものとします。

6. 本会員は、第3項または第4項により、登録取消となった後であっても、登録取消時点以前に発生した本サービスの利用に基づく債務の負担は、理由の如何を問わず免れません。

7. 本会員が本サービスを利用して購入した乗車券類の効力等は、本特約に定める内容(案内サイトに掲示しているサービス内容を含みます。)を除き、乗車区間に応じて、当社またはJR東海の定める運送約款等の規程によることとします。

第3条 (お客様情報の登録・修正)

本会員は、前条第1項で登録した自己に関する情報または回数を問わずこれを修正登録したもの(以下「お客様情報」といいます。)の内容に変更が生じた場合、速やかに当社が定める方法で情報の修正登録を行うものとし、お客様情報を常に最新、正確に保つこととします。

第4条 (申込)

本サービスにおいて、本会員は、Club J-WEST メンバー規約第2条に定めるJ-WEST ID 及びパスワードを入力する等、当社が別に定める方法による携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットによる申込に限り、乗車券類の購入等を行うことができます。ただし、本サービスにおいて購入等ができる乗車券類の種類等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第5条 (受付期間、受付時間、回答時間)

本サービスを利用した乗車券類の購入等の受付期間、受付時間及び所要回答時間等は、原則として当社が別に定めるところによります。

第6条 (回答方法、決済)

1. 本会員の乗車券類の購入等の申込に対する当社からの申込が成立したか否かの回答の通知は、申込操作完了後の画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込(携帯電話及びスマートフォン専用サイトでの申込を除きます。)に対する当社からの回答の通知は、本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。

2. 本サービスでは、前項による申込が成立した旨の回答の通知として、申込操作完了後の画面へ予約等が完了した旨を表示し、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスのメールサーバーに決済内容をお知らせした電子メールが到達したいずれかの時点をもって、本会員が乗車券類の購入等を行ったものとし、本会員と当社の間で旅客運送契約の成立、変更、解約等がなされます。なお、当社は本会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。

3. 前項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

4. 本会員が第2項の乗車券類の購入等を行った時点において、決済手続が行われます。

5. 本会員は、乗車券類購入等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社からの回答が通知されない場合、「EX サポートダイヤル」まで速やかに電話連絡をするものとします。

第7条 (契約成立後の乗車券類の扱い)

1. 本サービスにより本会員が購入、変更した乗車券類については、本会員が受取を行うまでの間、本サービスに関するシステム(以下、「システム」といいます。)にて保管しております。

2. 前項により、当社において保管している乗車券類についても、本特約に別に定める場合を除き、当社またはJR東海の定める運送約款等の規程の適用を受けます。

第8条 (受取)

1. 本会員は、当社が別に定める窓口（以下「受取窓口」といいます。）において、当社が別に定める方法により、システムにて保管をしている乗車券類の受取を行います。

2. 前項の受取を行う際には、本会員のカード又はEX-ICカードのほか、第6条第2項に基づき当社が通知したお預かり番号の掲示等、及び本会員が本サービスログイン時に入力するパスワードの入力が必要となります。ただし、当分の間は、本会員のカードの暗証番号の入力でも受取が可能です。また、当社のみどりの窓口等でカードによる受取の場合は、当社所定の帳票への自署等によることが出来ます。

3. 第1項の乗車券類の受取期間は、別に定めるところによります。また、受取期間を経過した乗車券類の受取等を行うことができません。

4. 前項の受取期間を経過し受取が行われなかった乗車券類については、個々の乗車券類ごとに、以下のように取り扱います。

(1) 当該受取期間の経過によってもまだ有効期間の残っている乗車券類については、受取期間が経過した翌日に本会員から請求があったものとみなして払いもどします。

(2) 当該受取期間の経過をもって有効期間を経過した乗車券類についての払いもどしはいたしません。

5. 本会員と当社との間の会員規約が失効した時点または本会員がJ-WEST会員でなくなった時点で、当社が前条第1項により保管している乗車券類が存在する場合であっても、当該乗車券類の受取はできません。

第9条（受取後の乗車券類の扱い）

本会員が前条第1項により受取を行った後の乗車券類の変更・払いもどし等を行う場合、本会員は当社のみどりの窓口等または別に定める当社の端末等において、本会員の所持するカードの提示が必要となります。

第10条（変更の可能性）

1. 当社は、事前に本会員に通知することなくシステム及び下記に記した内容を変更する場合があります。なお変更後は、変更後のシステム及び内容が有効であるものとします。また、この変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、当社は責任を負いかねます。

(1) 第4条の申込方法

(2) 第5条の乗車券類購入の申込受付期間、受付時間及び所要回答時間

(3) 第2条第5項及び第6条第5項のEXサポートダイヤルの電話番号、受付時間等

(4) 第8条第1項及び同第2項の受取窓口、受取方法

(5) 第8条第3項の受取期間

(6) その他やむを得ない事情がある場合における本サービスの内容

2. 当社は、以下の項目に該当する場合、事前に本会員に通知することなく、本サービスの中断・変更及び本サービスへのアクセス制限を行う場合があります。

(1) 本サービスのシステムの保守が必要な場合。

(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。

(3) その他、当社が、本サービスの運営上、中断・変更及び本会員からの本サービスへのアクセス制限が必要と判断した場合。

3. 当社は、理由の如何を問わず、事前に本会員に通知することなく、本サービスの一部または全部を終了させることができます。

第11条（利用環境）

1. 本会員は、本サービスを受けるために必要となる適切な機器・ソフトウェア等（以下「利用環境」といいます。）を自らの責任と負担において設置し使用するものとします。なお、利用環境については、当社が別に定めるところによるものとします。

2. 利用環境に起因して本サービスの機能が正しく作動しない場合及びそれがもたらす諸影響に関して、当社は一切の責任を負いません。

第 12 条（お客様情報の使用）

1. 当社は、お客様情報及び本サービスを本会員が利用する過程において知り得た本会員に関する情報（購入履歴及びサーバー通信履歴や、本サービスに必要な追加的情報（電子メールアドレス等））を、本サービス及び関連サービス提供のために使用します。また、これらの情報の取扱いについては、カード会員規約によります。
2. 本サービス提供のため、前項に規定する本会員に関する情報については、当社と JR 東海が共同で利用できることとし、本会員はこれに同意します。
3. 第 1 項に規定する情報に関して、JR 東海及び機密保持契約を結んだ協力企業以外に対して、原則的に開示いたしません。以下の項目に該当する場合開示することがあります。
 - (1) 本会員が本会員の個人情報の開示に同意している場合。
 - (2) 法令に基づく場合。
 - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本会員本人の同意を得ることが困難である場合。
 - (5) 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本会員本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
 - (6) 統計情報（個人を特定できない情報）として開示する場合。

第 13 条（本会員の義務）

本会員は、本サービスの利用にあたり、以下の項目について遵守するものとします。

- (1) 本会員は本サービスを利用する際に、インターネット利用の一般的なマナー及び技術的ルールを遵守します。
- (2) 本会員は J-WEST ID 及びパスワードの使用及び管理の一切の責任を負うものとし、本会員以外の者に利用させたり、貸与、譲渡等はできません。
- (3) 本会員が本サービスを利用する際に使用できる J-WEST ID 及びパスワードは、一人につき 1 つのみとし、一人が複数の J-WEST ID 及びパスワードを所持する場合であったとしても、それらを同時に使用して本サービスを利用することはできません。
- (4) 本会員は、本サービスに関連して当社または第三者に迷惑、不利益を与える恐れのある行為、本サービスに支障をきたす恐れのある行為、本特約に違反する恐れのある行為等を行ってはなりません。

第 14 条（本会員の責任、当社の免責、損害賠償）

1. 本会員は、自らの行為であるか否かにかかわらず、また過失の有無にかかわらず、本サービスの利用にあたり、自らの J-WEST ID によりなされた一切の行為及び結果について、一切の責任を負担するものとし、第三者に損害を与えた場合、自己の責任と負担において当該第三者との紛争を解決するものとします。
2. 当社は、本サービスに関して、以下の項目に該当する場合、当社では一切の責任を負いません。
 - (1) お客様情報の内容に事実と異なる内容（誤記、記入漏れ等を含みます。）があったことにより、本会員または第三者が被った不利益。
 - (2) 本会員の J-WEST ID 及びパスワードの使用上の誤りまたは管理不十分により本会員または第三者が被った不利益。
 - (3) 当社が第 2 条第 3 項、及び同第 4 項に定める退会手続により本会員の登録を取り消し、本会員の本サービス利用を停止させることにより本会員または第三者が被った不利益。
 - (4) 当社が本サービスに関するシステムまたは内容を変更したことにより本会員または第三者が被った不利益。
 - (5) 当社が本サービスの中断・変更・終了または本会員からの本サービスへのアクセス制限を行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。

- (6)「EX サポートダイヤル」の電話番号、受付時間等の変更により本会員または第三者の被った不利益。
- (7) 本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコン等の機器、ソフトウェア等及びその環境設定、並びに通信状況等に何らかの問題がある場合等に本会員または第三者が被った不利益。
- (8) 当社が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において、盗聴がなされたことにより J-WEST ID、パスワードその他取引情報が漏洩したときに、本会員または第三者が被った不利益。
- (9) 本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から電子メールが送信されるに伴い、本会員に生じる通信費等必要な費用の支払が生じることにより本会員または第三者が被った不利益。
- (10) 当社が相当の対策を講じたにもかかわらず駆除できずに当社から送信された電子メールに付随していたウィルス、または当社が世間一般に送信される容量として妥当と判断したにもかかわらず、結果として本会員の携帯電話、スマートフォンまたはパソコンの受信容量を超過した、当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。
- (11) その他、当社が相当の対策を講じたにもかかわらず、本会員が登録した電子メールアドレスに対し当社から送信された電子メールにより本会員または第三者が被った不利益。
- (12) その他、本会員が、本特約、本特約の特約、当社または JR 東海の定める運送約款及び法令の定め違反したことにより、または本特約及び本特約の特約により本会員が一切の責任を負うことが規定されている事柄を本会員が行ったことにより本会員または第三者が被った不利益。
- (13) その他、当社が相当の注意を払ったにもかかわらず、本サービスによって本会員または第三者が被った不利益。
3. 本会員が本特約、及び当社または JR 東海の定める運送約款及び法令の定め違反して当社または第三者に損害を与えた場合、当該会員は、当該損害を賠償する責任を負うこととします。

第 15 条（通知及び同意の方法）

1. 当社から本会員への本サービスの運営及び内容に関する通知は、当社の本サービスの予約・申込サイト上への掲示、本会員が登録した電子メールアドレスに対する当社からの電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により行います。
2. 前項の掲示の通知内容を反映した本サービスを本会員が利用したことにより、同通知の内容を本会員が承諾したものとみなします。

第 16 条（権利の帰属）

本サービスにかかわる全てのプログラム、ソフトウェア、商標、商号、サービス、手続、その他技術・販売方式全般及び情報に関する権利は当社またはそれぞれの権利者に帰属するものであり、本会員はこれらの権利を侵害する行為を行うことはできません。

第 17 条（本特約の変更）

1. 当社は、事前に本会員に通知することなく本特約の内容について必要に応じて変更する場合があります。内容変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 本特約を変更した場合、本会員が変更後に本サービスもしくは付帯するサービスのいずれかを利用したことをもって、または当社から本会員に通知、もしくはホームページでの掲示を行った後、特約変更の効力が生じる日の前日までに本サービスの解約の通知が当社に対してなされないことをもって、本会員は変更後の本特約に同意したものとみなします。
3. 当社は、前項の変更に起因して、本会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第 18 条（この特約に定めのない事項）

本特約に定めのない事項につきましては、カード会員規約の定めによります。また、本特約における「別に定める項目」につきましては、エクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等にてご確認ください。

改定日 平成 25 年 10 月 21 日

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第 1 条(定義)

- 1.本特約は、西日本旅客鉄道株式会社(以下、「JR 西日本」といいます。)及び JR 西日本が提携する企業(以下、「提携各社」といいます。)が、「J-WEST カード(エクスプレス)会員規約」に定める会員(以下、「会員」といいます。)に対し、各種サービスを提供するプログラム(以下、「本プログラム」といいます。)について定めます。
- 2.本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。
- 3.ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
- 4.特典とは、会員の利用申込に応じて JR 西日本及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
- 5.特典グリーン券とは、特典のうち一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービス利用時に発行する乗車券類をいいます。

第 2 条(参加申込)

本プログラムは、全ての会員を対象に提供し、会員による申込み等、特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。

第 3 条(ポイントの蓄積)

- 1.ポイントは物理的に発行されたカード単位に蓄積されます。
- 2.会員が、会員資格を失ったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
- 3.ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取り等のほか、JR 西日本及び提携各社の定める商品購入・サービスの利用に際し付与されます。
- 4.JR 西日本及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
- 5.ポイントは別に定める蓄積条件に基づき、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に対し蓄積され、利用可能なポイントとして登録されます。会員は口座にポイントが登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
- 6.ポイントが自動的に口座に登録されなかった場合、会員は JR 西日本が別に定める方法により、ポイントの蓄積、引落しを請求することができます。ただし、この請求は JR 西日本が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品、サービスの購入日から 3 ヶ月以内にお申し出いただくこととします。
- 7.エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

第 4 条(ポイントの有効期限)

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の 6 月末日 23 時 30 分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、失効します。

第 5 条(ポイントの共有、合算、移転)

- 1.蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合をはじめ、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有、合算、移転できません。
 - (1)会員のカードが現在のカードから、別のカードに変更となる場合。
 - (2)会員が複数のカードを所持している場合。

2.ポイントの合算、移転の特例

前項に関らず次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算、移転を認める場合があります。

- (1)カードの紛失、盗難等により、別のカードを発行することとなった場合。
- (2)その他、JR 西日本及び JR 西日本との提携によりカードを発行する会社がともに認めた場合。

第 6 条(提携各社によって提供される特典)

- 1.提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携各社の責任により行います。JR 西日本は提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。
- 2.提携各社でのサービス利用については、提携各社ごとの規約等に定める利用条件に従うものとします。
- 3.蓄積されたポイントは別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント、特典との共有、合算及び譲渡することはできません。
- 4.JR 西日本は提携各社との提携解消、提携各社が提供する特典内容、条件の変更等については一切責任を負いません。
- 5.JR 西日本は提携各社との提携を、変更または終了することがあります。この場合 JR 西日本は会員に対し、エクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等にてその旨をお知らせします。

第 7 条(ポイントによる特典の利用)

- 1.特典は会員に限り申し込むことができます。
- 2.特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典の利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて利用者に遵守させるものとします。
- 3.ポイント及び特典については、前項の場合を除き他の会員等に譲渡することはできません。
- 4.JR 西日本は特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
- 5.会員への特典に関する必要事項の通知、連絡は、JR おでかけネットまたはエクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等によるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所、電話番号、電子メールアドレス等に対して行います。また、原則として特典の送付は、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り、更新未了等により必要事項の不連絡及び特典の不着など、会員に不利益が生じて、JR 西日本は一切責任を負いません。
- 6.会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認するとともに、利用条件に従って利用するものとします。
- 7.特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR 西日本はこの利用制限を理由に、特典の払いもどし、ポイントの口座への返還、またはポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
- 8.会員等は、提供された特典をいかなる形でも、第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
- 9.JR 西日本は、会員に提供するすべての特典について、紛失、盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを補償するいかなる責任も負いません。

第 8 条(変更、終了の告知)

- 1.JR 西日本は、本特約、ポイントの付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント、特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
- 2.本プログラムに関する案内書に記載の規定及び告知内容等の確認事項については、JR おでかけネットまたはエクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等に記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。

3. JR 西日本は、任意に本プログラムを終了できるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取消され、未使用特典の使用も中止されます。

第 9 条(特約の変更)

本特約の変更については、JR 西日本から変更内容を知(JR おでかけネットまたはエクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)及びエクスプレス予約画面等による掲示を含みます。)、または新特約を JR おでかけネットまたはエクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等に掲示した後に会員が本プログラムを利用した場合、変更事項または新特約が承諾されたものとみなします。

第 10 条(この特約に定めのない事項)

ポイント利用に関する個人情報の取扱い、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約、エクスプレス予約サービス(J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約によります。また、別に定めるものにつきましてはエクスプレス予約案内サイト(<http://expy.jp/>)等でご確認ください。

改定日 平成 25 年 10 月 21 日

EX-IC サービス (J-WEST カード (エクスプレス)) に関する特約

本特約は、西日本旅客鉄道株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第 1 章 総則

第 1 条(総則)

1. 本特約は、Club J-WEST メンバー規約(以下「メンバー規約」といいます。)、J-WEST カード会員規約(以下「カード会員規約」といいます。))及びエクスプレス予約サービス(J-WEST カード(エクスプレス))に関する特約(以下、「EX 予約特約」といいます。)の特約とし、メンバー規約、カード会員規約及び EX 予約特約と本特約との間で重複または競合する内容については、本特約が優先するものとします。
2. EX 予約特約に定める J-WEST 会員は、エクスプレス予約サービスの利用のための登録手続きに際して携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットの画面に表示される特約に「同意する」ボタンを押すことにより本特約の内容を承諾しているものとみなされます(以下、本特約を承諾しているものとみなされた J-WEST 会員を単に「会員」といいます。))。
3. 会員は、J-WEST 会員でなくなったときは、当然に会員でなくなります。

第 2 条(用語の定義)

1. 本特約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、当社が会員を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードの固有の番号をいいます。
 - (3) 「提携企業」とは、会員に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
 - (4) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (5) 「会員情報」とは、会員が EX 予約特約第 2 条第 1 項の定めにより登録した事項(EX 予約特約第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。)をいいます。
2. 本特約に定めのない用語の定義については、EX 予約特約に定めるところによるものとします。

第3条(本特約の変更)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく本特約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本特約を変更した場合、会員は、変更後に EX-IC サービスまたは付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、変更後の特約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更起因して、会員または第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2章 EX-IC サービス

第4条(EX-IC サービス)

EX-IC サービス(以下、「本サービス」といいます。)とは、メンバー規約第2条に定める「J-WEST ID」を利用した全てのサービスの一種であり、携帯電話、スマートフォンまたはパソコンを用いたインターネットによる申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等(以下、「締結等」といいます。)をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場(以下、「駅」といいます。)において入出場する際に EX-IC カード等が必要等の特別な旅客運送契約(以下、「EX-IC 運送契約」といいます。)となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも会員にとって不利になる場合があります。

第5条(EX-IC 運送契約の内容)

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が定める「EX-IC サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、JR東海が定める約款によるものとします。

第6条(受付期間、受付時間)

本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間及び時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条(申込)

会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、会員の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条(申込及び決済の方法、契約の成立等)

1. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。ただし、当社が別に定める時間帯におけるインターネットによる申込(携帯電話及びスマートフォン専用サイトでの申込を除きます。)に対する当社からの回答の通知は、会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。なお、当社は会員に対し、申込が成立した旨の回答の通知と合わせて「お預かり番号」の通知等を行います。
4. 第2項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前項において、何らかの事由により電子メールの到達が遅れ、または、登録された電子メールアドレスが不正確であったため電子メールが到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. EX-IC 運送契約の運賃等は、EX 予約特約第2条第1項に定める会員登録等により会員が登録した J-WEST カードによって決済することとします。なお、会員の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる限

度額は、当該 J-WEST カード利用限度額による制限を受けます。

7. 第3項の定めによりEX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続きが行われるものとします。

8. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの Web サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

9. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの Web サイト画面への表示、または本会員があらかじめ登録した電子メールアドレスに対する電子メールの送信により行います。なお、変更、解約等の承諾の通知が電子メールによって行われる場合については、第4項及び第5項の規定を適用します。

10. 前項により、第6項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金または新たに収受すべき不足金または手数料が生じた場合、J-WEST カードにより精算することとします。ただし、会員から当社に申し出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算する場合があります。

11. 会員は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定めるJ-WEST カードエクスプレス予約サポートダイヤル(以下、「EX サポートダイヤル」といいます。)まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。

第9条(契約の締結、変更後の取り扱い)

会員は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの Web サイト上にて確認することができます。

第3章 付帯サービス

第10条(付帯サービス)

当社または提携企業は、特典として EX-IC カードに付帯するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)を会員に提供することがあり、会員は、当社または提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページへの掲示等の方法により通知します。

第4章 サービスの変更、中断、終了等及び通知方法等に関する定め

第11条(本サービス等の変更、中断、終了等)

1. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスまたは付帯サービス(以下、総称して「本サービス等」といいます。)の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。

2. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備(以下、総称して「システム等」といいます。)を変更することができるものとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供の中断もしくは会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

(1) システム等の保守、点検を行う場合。

(2) システム等に障害が発生した場合。

(3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。

(4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービス等の一部または全部の提供を終了させることができるものとします。

5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアク

セス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条(通知の方法)

1. 当社から会員への本サービス等の内容及びその取り扱い等に関する通知は、本サービスの Web サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、会員情報として登録された住所への郵便物の送付、会員情報として登録された電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの Web サイト、当社ホームページまたはエクスプレス予約ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに会員情報として登録された住所に宛てた郵便物が当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前 2 項において、会員情報として登録された電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条(例外的扱い)

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章から本章までの定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 5 章 EX-IC カード

第 14 条(EX-IC カードの発行及び効力)

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、J-WEST 会員に対し、EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 当社は、別に定める場合を除き、J-WEST カードの送付先住所として登録された住所に、EX-IC カードを送付します。
4. 会員は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード(内蔵する IC チップに記録された情報を含みます。)を使用、管理しなければなりません。
5. 会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、または付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カード及び J-WEST カードを携帯し、当社、JR 東海または提携企業の係員より呈示を求められたときは、速やかにこれらを呈示しなければなりません。この呈示がない場合、会員は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことまたは付帯サービスの全部もしくは一部の提供を受けられないことがあります。
6. EX-IC カードは、個人の会員名をカードの表面に記載した記名式カードであり、EX-IC カード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。

第 15 条(EX-IC カードの有効期限及び更新)

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。

2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。

3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、会員から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 16 条(EX-IC カードの回収、返却)

1. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、JR 東海または提携企業は、会員に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。

(1) 本特約に違反した場合。

(2) EX 予約特約第 2 条第 3 項の会員登録の取消を受けた場合。

(3) 当社が定める期間内において、一回も本サービスを利用していない場合。

(4) 会員が本人以外の第三者に EX-IC カードを使用させた場合。

(5) EX-IC カードを不正乗車(不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。)または公序良俗に反する行為に使用した場合。

(6) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結または付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。

(7) EX-IC カード本体または内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合。

(8) 会員が、当社への約定支払額の支払いを怠った場合等。

(9) EX-IC 運送契約の内容について、当社または JR 東海が別に定める「EX-IC サービス運送約款」に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。

(10) 当社または JR 東海から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。

(11) その他、会員の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により会員が EX-IC カードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。

3. 会員は、会員でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

4. 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 17 条(EX-IC カードの紛失、盗難及び不正使用)

1. 会員が EX-IC カードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けるとともに、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。

2. 会員の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合。

(2) 会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合。

(3) 本特約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。

(4) 当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。

(5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。

(6) 前項の申し出の内容が虚偽である場合。

3. 当社は、第 1 項の申し出を受理した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」といいます。)。防護措置期間経

過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。

第 18 条(EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
2. 当社は、会員が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
3. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、会員は、EX-IC カードを保有していれば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、会員の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 会員は、第 2 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は当社が電話予約クレジット決済サービス取扱約款(平成 12 年 2 月 24 日西日本旅客鉄道株式会社公告第 49 号)に基づき、会員の J-WEST カードにより決済するものとします。

第 19 条(当社の免責事項)

当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) 会員の EX-IC カードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益。
- (2) システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより会員または第三者が被った不利益。
- (3) J-WEST カード、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の被った不利益。
- (4) 当社が会員から第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益。

改定日 平成 25 年 10 月 21 日